

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会 議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

日時

令和4年9月30日（金） 13時26分～14時30分

場所

広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、井上部会長代理、長谷川委員

【労働者代表委員】

阿久根委員、佐崎委員

【使用者代表委員】

中野委員、中本委員、宮田委員

【事務局】

石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

毛利賃金室長補佐

それではただいまから第1回広島県船舶製造修理業舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して船舶等製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。本専門部会は本年度第1回目の会議となりますのでお手元にお配りしております議事次第（1）、部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の毛利が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。また、本審議会の公開につきまして、去る9月16日から22日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですので議事に先立ちまして、各委員を御紹介させていただきたいと存じます。お手元、別冊資料No.1に、本船舶等製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介させていただきます。

各委員紹介

毛利賃金室長補佐

どうもありがとうございます。ここで、次に労働基準部長の前田より御挨拶をさせていただくところですが、本日前田が所用により欠席しておりますので、賃金室長の石井より御挨拶を申し上げます。

石井賃金室長

広島労働局労働基準部賃金室長の石井でございます。よろしくお願いいたします。本日労働基準部長の前田が所用のため欠席しておりますので、私が代わって御挨拶させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、広島船舶等製造業最低賃金専門部会の委員に御就任いただき、また、本日第1回専門部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。この船舶等製造業最低賃金は、現在時間額977円でございますが、令和4年度も事業の公正競争を確保するとの観点から改正の申出がございましたので、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなった次第でございます。広島県の最低賃金につきましては、8月5日、広島地方最低賃金審議会におきまして930円、31円の引上げということで答申が出されまして、皆様のお手元でございますけれども、10月1日から930円31円アップという形で発効されることとなりました。それに伴い、もう一つお手元にお配りしている一覧表なのですけれども、特定最賃につきましてもこういった形になっております。特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致での議決を目指して審議をお願い申し上げます。また審議会開催日の日程調整につきましては、委員の皆様には大変ご無理を申し上げているところではございますが、最低賃金の年内発効に向けて御審議につきましても御協力をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

毛利賃金室長補佐

次に事務局職員を紹介させていただきます。

事務局職員紹介

毛利賃金室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきをお願いいたします。議事（1）、部会長、部会長代理の選出について、へ移らせていただきます。部会長選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員の内から委

員が選挙する、とされております。公益代表委員にはあらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長候補、および部会長代理候補について賃金室長から御報告を申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。船舶等製造業最低賃金専門部会におきまして、公益代表委員による協議により、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として井上委員が推挙されております。以上でございます。

毛利賃金室長補佐

ただいま、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして皆様に御異議ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に井上委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。それでは酒井部会長、以後の議事進行をよろしく申し上げます。

酒井部会長

はい、ただいま部会長に選出していただきました酒井でございます。どうぞよろしく願いいたします。できる限り、スムーズな審議進行を心がけてまいりたいと思います。また皆様方にはそのためにまた御協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは早速ですが第1回専門部会の議事（2）、広島県船舶製造修理業船用機関製造業最低賃金の改正決定についてへ移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。また別冊資料につきましては、本船舶等製造業最低賃金に係る個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。なお特定産業別最低賃金を総称する場合は「特定最低賃金」、あるいは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。次に審議に当たりましてご留意いただきたい事項について御説明いたします。一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金について、をご覧ください。すでに御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出において審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたし

まして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本船舶等製造業最低賃金につきましては、配布しております令和4年度特定最低賃金の改正申出状況、および令和4年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおりに、公正競争ケースにおける要件をもって改正申出がなされています。審議に当たりましては、その点に御留意いただければと思います。二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有との答申がなされましたので共通資料No.2、通し番号2ページのとおりに、改正決定について審議会に諮問し本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。最後、三つ目に広島地方最低賃金審議会です承されました事項について御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営について、をご覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定産業別最低賃金については全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする」とされております。また共通資料No.5の2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう一層努力する」とされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和3年度最低賃金審議結果一覧をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議結果の一覧でございます。この表の右から3列目に船舶等製造業がございます。昨年令和3年度におきましては計3回の専門部会を開催し、引上げ額20円、時間額977円の答申をいただいております。続きまして共通資料No.8、通し番号の26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思っております。よろしく御願ひ申し上げます。以上でございます。

石井賃金室長

では、続きまして私の方から広島県船舶等製造業最低賃金に係る各種の調査結果統計資料等の概要につきまして御説明いたします。私の方は、別冊資料を見させていただきたいと思っております。まず別冊資料のNo.2、通し番号の2ページをご覧ください。これ以降は現行の広島県船舶等製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当となるかということを示したものを合わせて添付しております。次に、別冊資料No.3、通し番号8ページをご覧ください。これは昨年の全国の船舶等製造業関係の最低賃金、これの審議決定状況を表したものです。次に資料No.4、通し番号9ページ以降を確認ください。これは広島県で実施しました最低賃金実態調査の概要で、船舶製造の関係をまとめたものでござ

います。広島労働局で今年5月から7月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施してとりまとめたものです。この調査は製造業、各種商品小売業、自動車小売業および新聞業出版業につきましては1人から99人規模の事業所、これ以外の業種につきましては1人から29人規模の事業所の母集団から事業所を無作為に抽出した標本調査の結果でございます。全数調査ではございませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。なお調査対象としました賃金は、令和4年6月支払い分の賃金となっております。では、通し番号15ページをご覧くださいませでしょうか。15ページ、これは最低賃金実態調査における分位偏差の一覧表となっております。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは時間額を低い順番で並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所別に記載しておりますが、最上段、これが全体の結果となっております。では次のページ、16ページをご覧くださいませでしょうか。これは賃金の分布図となっております。時間額と労働者の累積人数を表したグラフとなっております。次のページを開けていただくと、これも同じく賃金分布図となっておりますが、これは時間額と労働者の比率をとったものです。次の18ページ、これが船舶製造業の最低賃金額と1時間当たりの平均賃金の経年の推移でございます。続いて20ページをご覧くださいませでしょうか。これは事業所規模別の未満率を表したものでございます。「未満率」とは現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額、977円を下回っている労働者の比率を示しております。次に21ページを見ていただけますか。これは最低賃金引上げ試算表となっております。最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり「影響率」を1円単位の変化を示した表となっております。例えば現行の最低賃金977円、これを1円上げますと8.7%に影響が出るということになります。次に22ページ、次のページ開けていただきますと、これは平成16年度からの船舶等製造業の最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となっております。私からの説明は以上でございます。

酒井部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がありましたけれども、これにつきまして何か質問等ございますでしょうか。

佐崎委員

1点、確認させていただきます。一枚もの横書きの資料、令和4年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額という資料であります。労働協約上最も低い賃金額のところ、1009円になっております。私の認識では1010円という認識であります。そこを確認いただけますでしょうか。

石井賃金室長

それについて、今ここででしょうか。

佐崎委員

少し時間をとって確認願います。

石井賃金室長

はい、わかりました。

酒井部会長

他にはよろしいですか。ではここで他府県の結審状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

石井賃金室長

はい、今お手元にお配りしております令和4年度の特定最低賃金審議決定状況の一覧表をご覧くださいませでしょうか。昨日現在で結審しておりますのが3件。埼玉が990円のところ1013円で、プラス23円引上げ、これが9月27日全会一致で結審しております。大阪が、997円、これが1028円になっておりまして31円の引上げ、9月26日全会一致で結審しております。そして最後に兵庫、これが1002円のところ1034円プラス32円引上げということで、9月20日全会一致で結審しています。以上です。

中野委員

輸送用機械という設定ですが、船も入っているのですか、船は入っていないのですか。

石井賃金室長

一般機械、大阪とかそういうところでしょうか。

中野委員

輸送用機械、自動車とか船が入ってですか。

石井賃金室長

これは輸送機械と書いてあっても、船舶が入っているところを抽出しております。

中野委員

岡山とか広島というのは船なんだけど、輸送用機械という形で登録しているということですか。

石井賃金室長

そうですね。船だけのところを船という括弧書きをさせていただいているところ
です。

中野委員

岡山、広島、香川とかの括弧で船となっているのは船を輸送機械ということですか。

石井賃金室長

そういうことです。

中野委員

括弧の前のものが、自動車とか船とか全部含めてということですか。

石井賃金室長

その詳細までは確認していないのですけれども、ざっと見て船が入っているか
という確認はしました。すみません、そこまでの表示はしていないので今後させて
いただきます。

酒井部会長

そういう機械器具製造業の中に鉄道とか船舶とか入っているということですかね。

石井賃金室長

はい。

酒井部会長

それでは、広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明
をいただきたいと思います。各側意見表明の前に個別に協議する時間は必要でしょ
うか。

中野委員

結構です。

佐崎委員

労側も結構です。

酒井部会長

それではこのまま進めさせていただきます。意見表明をお願いしたいと思います
ます。労側からお願いできますでしょうか。

佐崎委員

はい、それでは労側の方から意見表明をさせていただきたいと思いますが、まずは今年度も船舶業の特定最賃の専門部会を開催、並びに船舶業の金額改定の必要性審議されたことに対し、お礼を申し上げたいというふうに思います。それでは早速労側の方から意見をさせていただきたいと思いますが、まず始めに自職場の状況を踏まえた意見ということで、阿久根委員の方から発言させていただければと思います。

阿久根委員

それでは労側を代表いたしまして、意見をさせていただきます。今年度は世界の経済が少しずつ回復しておりまして、新造船の需要は少しずつ回復基調にあるということでございますけれども、景気で言いますと、外的要因が多くてなかなか回復には至っていない、というのが現状というところでございます。それに伴いまして、労働者の分配率は低い状況というところでございます。それから近年では新卒の採用も少なく、産業に活気が薄れて、魅力が薄れてきている産業に陥っているのではないかと感じているところであります。そして、たとえ新卒が入社してきても、数少ない人材がなぜかすぐに離職をしてしまう状況でもございます。そして人材不足を補うために、我々造船会社は外国人の実習生を登用しております。ですが、途上国の実習生は母国の賃金が上昇してきており、日本で働く魅力が大分薄れ、日本離れが進んでいるのではないかとこのところも危惧しているところでございます。造船産業は、これまでその中でも技術や技能の伝承、数年をかけて人材を育ててきていますけれども、今後このような人材不足が続くようであれば、造船産業に未来はなくなるのではないかとこのことを心配しているところでございます。これから少子高齢化が進んで労働人口が減少していく中で、造船産業が維持発展していくためには、優秀な人材の確保であると考えています。どうか、人を通して人材を確保し、構造転換を図っていただくよう、お願いしたいと思っております。以上でございます。

佐崎委員

それでは私の方からは格差改善、こちらの観点で意見をさせていただきたいと思っております。我々産業別組合の基幹労連は、御承知のとおり造船業の加盟組合が加盟している産別組織ということで、これまで組合員の生活の維持という形でアクティブプラン、いわゆる春闘の取組、こちらを継続してやっております。それでは、本年度の春闘の結果、ここに触れながら意見をさせていただければと思います。ちょっと数字上の所がありますので、ちょっと資料に目を通して発言をさせていただければと思います。まず企業内最低賃金、こちらがありますけれども、基幹労連の各加盟組合、厳しい環境に置かれている中で、引上げに取り組んだ結果、基幹労連全体の単純平均で166986円、時間当たりになれば1040円、そういった結果になっております。賃金改善、こちらの関係でありますけれども、ここは定昇を除いたというところの結果であります。企業規模間の賃上げとして、まず299人以下の組合、

ここの賃上げ率が0.96%、それから300人から999人の組合、ここが0.92%、それから1000人以上の組合、ここについては0.71%という結果になっております。それからその他の所得面、そういった側面で申しますと、組織化されている労働者、こちらにつきましては月例の賃金と合わせまして年間一時金、こちらの支給もありまして、基幹労連の各加盟組合で取り組んだ結果、約8割の組合が基本賃金の4か月以上を確保しており、平均額、ここでみますと年間132万という結果になっております。加えまして今回については、中小の労組を中心に、時間外の労働諸割増率、ここについても改善が図られているというところであります。そういったところで、組織化されている労働者、こちらにつきましては、業種とか製品の取り巻く環境の違いによっては現状の所得に幅があるものの、引上げ、ここについては確実に行われているということで、未組織、それから非正規労働者との所得格差、ここがかなり広がっているという状況があり、格差改善の観点でも船舶業の特定最賃の引上げ、ここは必要であると考えております。私の方の意見は以上です。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。それでは続いて使側から意見表明をお願いいたします。

中野委員

はい、私から、現在の県内の主要産業の中の中小零細企業については、業界だけでなく、ほとんどのところが曇りとか雨マークが多くなっております。そこで始めにこの業種だけではないのですけれども、一般的な部分を私の方から御報告をさせていただいたのち、企業から御出席いただいています委員の方より、業界並びに自社の状況について御報告いただくことにしていますのでよろしく申し上げます。今現在も不安材料、コロナがだんだん収束してきているとはいうものの、まだまだ人数も多いし、先行き不透明だと言われております。それに加えて、今現在長引いておりますロシアのウクライナ侵攻だとか、原油価格の高騰ですとか、そういった部分が企業経営に非常に厳しい状況を与えていると。原材料の金額についても、高騰しておりますし、仕事しようと思っても材料も入ってこないということで、企業自体の責任で、景気や営業自体が悪くなるのであれば致し方ないのですけれども、外的要因ということであるので、こういったときに賃上げとか固定費がかさむ賃金を上げることも、自分で自分の首を絞めるといった状況でございます。日銀の短観とかも、持ち直しの動きありというような状況も見えるところなのですけれども、まだまだそういった状況ではなく、実際問題小さい企業の社長様とお話させていただいても、そういう状況でない、と言われております。ですから、日銀がこういった良い数字を持ってきて言われているのかわからないのですけれども、特に体質の脆弱な中小零細企業については、今が辛抱時かなと、少しは上向いてきているとは言われますけれども、コロナの前に比べればとてもじゃないけれど大変な状況でありますし、コロナの2、3年のつけが今重くのしかかっているという状況だと思

います。経営が厳しい中小企業では、企業をつぶさないということを基本に考えられているので、先ほど申し上げましたように、固定費の賃上げはなかなか厳しいという状況だと思います。この業界については後程お話を伺って行くと思いますが、今受注量も右肩下がりだったものが、ここにきてやっと底を打ったような状況だ、というような感じも出ておりましたが、聞くところによると、この業界は普通の一般的な産業に比べて2、3年遅く回ってくるというようなことも聞いておりますので今が最悪の状態だということだと思っていますので、こういったときに賃上げをとというのは話にならないかな、と思っています。基本的な発言につきましては以上でございます。後は企業にお願いいただければと思います。お願いします。

中本委員

神田ドックの中本です。よろしく申し上げます。まず弊社の説明の方からさせていただきますのでありますが、去年も出席させていただきました。その時点では神田造船所ということで出席させていただきました。実はこの4月1日をもって社名を「神田ドック」という社名に変更しまして、なにが変わったかということ、「神田造船所」時には新造船、要は船を作る造船業、それと船を直す修繕業ということで二つの事業を行っていました。ですが新造船事業、非常に厳しいもので最終的には新造船事業、造船業から撤退して修繕事業だけ残して、この4月1日より修繕に特化した会社として新しく神田ドックという形で再スタートを切っています。正直言いまして、かなりの従業員を雇用できなくなりまして、退職していただいたという形です。そういったことを乗り越えて、新しい会社で再スタートしていますけれども、まだまだ軌道に乗ったわけではなくて、再スタートという形でいま一生懸命頑張っているところです。造船業界ということですね、確かに受注は上がってきたというふうな、あと追い風になっているのが外国船を作る造船所では円安に振れてますので、これがどちらかということプラス要素に働いています。ということで、それだけであれば非常にいいことばかりなのですけれども、それ以上に鋼材、鉄板の価格が非常に上がってきているということで、依然として造船業界は厳しいということで、先ほど言いましたように、我々は修繕に特化したということで、今は新造船の方は全くやっておらず、鋼材を使うことがありませんのでそれほどの影響はないのですけれども、ただ我々のように神田造船所だけでなく他の造船所もなかなか新造船の方、造船業が立ち行かなくなるとして修繕だけに特化するという会社さんが造船所は色々増えてきているという中で、これから国内にそういった修繕事業をやられている会社同士での競争も熾烈化していくかなということで、先行きまだまだ競争力をつけていけないといけませんし、不安なところもあります。先ほど言いましたように、我々は修繕業だけなので、そういったところ言えば、仕事の方は売上げに関しては格段に上がるわけではないのですけれども、それなりになんとか確保は出来ているような状態で、決していい状況ではないですが地味になんとかやってきているという弊社の状況です。以上です。続いて、株式会社IHI呉事業所の宮田委員お願いします。

宮田委員

呉事業所には、ジェットエンジンの部品を製造する工場とジャパンマリンユナイテッドという造船工場2つがございまして、その関係で参加させていただいています。ジャパンマリンユナイテッドに関しましては、昨年度については決算のタイミングで為替レートが想定よりも円安に振れていたということで何とか最終利益を確保したという状況でございます。現時点でも円安の傾向というのは変わらないので、諸外国から見ると船の価格が相対的に割安になっている一方で、鋼材価格の上昇として跳ね返っていると思っています。賃金の上げは、業界の地位向上や従業員の確保、あるいは今働いている従業員の意欲の向上の効果はあるだろうとは理解しているのですが、先行きが不透明な状況である以上は慎重に判断せざるを得ないと考えております。

酒井部会長

ただいま労使双方から現状認識や審議に当たってのご意見が表明されました。各側の意見表明を踏まえて、お互いにご質問などございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

佐崎委員

1点ほど、教えてもらえればと思います。造船業の今の求人のところについて、求人はあがってきているけれども求人に対してなかなか人が入ってこない、という認識があるのですが、そういったところの喫緊の求人の状況、そこをちょっとお聞きかせもらえたらなと考えております。以上です。

宮田委員

我々は、新規採用については、そもそも呉の町で太いパイプがありまして、採用数を少し絞った求人にしており、苦勞していないとは言いませんが困っている状況ではありません。

中本委員

神田ドックでいいますと、結論から言うと非常に苦勞しています。まず新卒に関しては採用できておりません。ということで、中途採用という形で採用しているような状況です。

佐崎委員

ありがとうございます。

酒井部会長

他にはございませんか。質問とかご意見とか。特にありませんか。それでは本日は具体的な金額提示というのはいただけますでしょうか。使側はいかがですか。

中野委員

我々は今回意見を言わしていただきましたので、本日金額提示いたしません。これ以上言うことはありません。

酒井部会長

はい、わかりました。労側いかがですか。

佐崎委員

はい、労側の方からは本日金額の提示をさせていただきたいと思いますので、労側の委員の方で10分程度時間をいただき、その後金額の方を提示させていただければと考えております。その間に先程の確認をお願いしていたところの回答をお願いします。

酒井部会長

それでは別室のご用意はよろしいですか。

毛利賃金室長補佐

御案内いたします。

酒井部会長

使側はこのままでいいですか。では10分経ったらお戻りください。

審議再開

酒井部会長

よろしいですか。それでは再開したいと思います。先ほど労側の方から御質問のあった金額について調べていただきましたので、事務局の方からよろしく申し上げます。

石井賃金室長

先ほど提出した資料の関係で質問がありました件なのですけれども、私どもこの件に関しては検討していたところなのですけれども、この1009円とした根拠が、月額が164600円、これを月間所定労働時間163時間で除した金額ということであると、1009円81銭という形になりましたので私どもはそこを気にしてという形にしていたのですけれども、これは労使の協定で時間額1010円ということで協定覚書がござい

ますので、こちらで1010円ということできさせていただくということで訂正させていただきますのでよろしくお願いします。

酒井部会長

よろしかったでしょうか。

佐崎委員

はい。

酒井部会長

ただいまの御説明でご納得いただけましたでしょうか。

佐崎委員

はい。

酒井部会長

それでは、労側の方から金額提示を含めたところでお話させていただくこと
でございますので、これからの審議は公開することで個人情報保護に支障がある
場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、又は率直
な意見の交換が損なわれる恐れがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会
運営規程第5条に基づき非公開といたします。それでは労側の方から金額提示をお
願ひいたします。

以下、非公開